

どうする? 「相続」「年金」「介護」/ 大人気アウトレットで得をする

個人生活を刺激する流行情報誌

日経トレンディ

TRENDY

SEPTEMBER 2012

9

自分と親を直撃!

エンディングに備える マネー術

相続 年金 介護

60歳までに3500万円ためるワザ
妻と子2人で遺産4800万円超から相続課税!

「お得」「楽しい」「おいしい」のはどこだ?

全国アウトレットモール番付

ここにしかない! 買い物お得情報を公開

定価550円
日経BP社



日経トレンディ No.342 2012.9月号 エンディングに備えるマネー術

2012年8月4日発行・発売(毎月11日4日発行・発売) 通巻342号 昭和63年12月28日第三種郵便物認可
発行人 橋野宏之 編集長 渡辺敦美
発行/日経P社 ©2012 発行/日経P社 〒108-8646 東京都港区白金1-17-3

ココロとカラダを想う
ムラタの電子部品

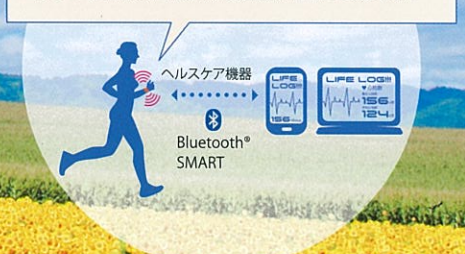
ひとつひとつの花たちが元気をくれる。
陽の暖かみと一緒に、心地よい風も
私のカラダへ、すーっと運ばれ
ココロにも、しっかり伝わってくる。

こんなふうに健康管理も
スマートに、気軽にできたなら・・・
『Bluetooth® SMART モジュール』は
そんな気持ちに応えます。

ヘルスケア機器の中で、あなたの健康をサポート。
ココロとカラダを想う、ムラタの電子部品。

Health Care & Electronics

Bluetooth® SMART モジュール
体重計や血圧計で計測したカラダの情報を、ケータイやパソコンへすばやく送信。簡単に便利な健康記録・管理に貢献します。



ムラタの製品情報はこちら <http://www.murata.co.jp/hc/>

株式会社 村田製作所 本社 〒617-8555 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号 <http://www.murata.co.jp/> Bluetooth® Bluetooth SIGの登録商標です。

Innovator in Electronic

muRata

村田製作所

雑誌 17101-09

大日本印刷株式会社 Printed in Japan

定価550円 本体524円



4910171010929
00524

ワザ 養子縁組で非課税枠を拡大 第1候補になるのは「嫁」

実子がある場合、新たに縁組をした養子を1人まで法定相続人に含まれる(実子がない場合は2人まで)。子の数が増えるぶん、相続税の基礎控除も増える。例えば息子の妻(嫁)を養子にすると、非課税枠が600万円分(税制改正後)増える。養子は養親の死亡保険金の基礎控除対象にもなる。



親の自宅土地を相続する子は同居していないと税負担が大きく

親の自宅土地が子が相続する場合、同居か非同居か、子に持ち家があるかどうかで相続税の計算に用いる不動産評価が大きく異なる。親と非同居で持ち家がある子には、相続した自宅土地の評価額を240㎡まで80%減とする「小規模宅地等の特例」が適用されない。税負担が大きくなる可能性があり、要注意だ。

■評価額2000万円の自宅土地を相続すると

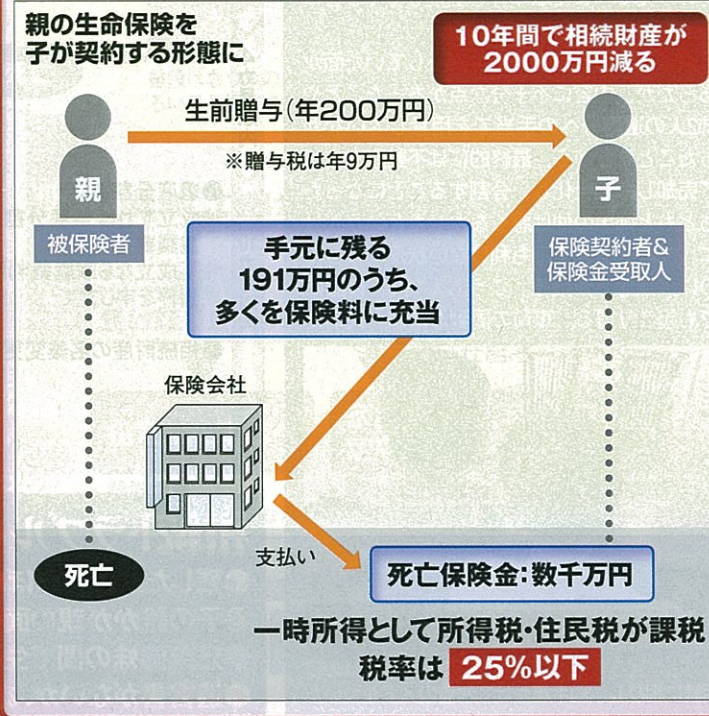
同居または持ち家がない子が相続開始後に居住	非同居(子は持ち家があり別居)
小規模宅地等の特例適用 評価額80%減	特例は非適用 評価減なし
400万円分が課税対象に	2000万円分がそのまま課税対象に

相続 純金仏具で節税対策?

墓石や仏壇、仏具などは「祭祀財産」と呼ばれ、金銭的価値がある場合でも相続財産には含まれない。つまり課税対象にはならないのだ。実は最近、貴金属店で純金製の仏像や仏鈴、線香差しなど高価な商品の人気が高まっている。将来の相続を見越した節税対策として買い求める人が増えている、との見方が一部にある。政府が打ち出した相続税「増税」の影響は、こんなところにも表れているようだ。

ワザ 生命保険の契約形態を工夫 子が贈与を受け、親の保険料を払う

子(相続人)が保険契約者かつ保険金受取人、親(被相続人)が被保険者という生命保険の契約形態なら、親の死亡時に子が受け取る保険金は一時所得として課税される。税率は25%以下だ。親と非同居で死亡保険金の基礎控除が適用されない(税制改正後)ケースや、高い税率の相続税が見込まれるケースでは、この形態のほうが税務上得な場合がある。検討の価値ありだ。生前贈与と組み合わせると、財産の圧縮も並行できる。



贈与して子の資産形成に役立てられるのが便利だ。「収益不動産や安定配当のある有価証券などを子に贈与すれば、そこから得た収入で子が資産をつくり、相続時の納税資金も用意できる」(相続に詳しい税理士の石渡正明氏)。

子が親の保険の契約者に

生命保険も利用価値がある。被相続人が生前に自らかけ、死後に相続人が受け取る死亡保険金については、「500万円×法定相続人の数」までが基礎控除により非課税となる。相続人が配偶者と子2人の計3人なら、1500万円までは税金がかからない。

しかし新たな税制改正案では、成人して親元から離れ、同居していない子は非課税枠から除外されることになっている。そこで今後は、保険の契約形態を工夫して相続に備えるのも一手だ。

資産運用や相続の相談を受けるFPアソシエイツ&コンサルティングの福田啓太氏が推すのは、子(相続人)が保険料を支払う契約者となつて親(被相続人)を被保険者とし、保険金受取人を同じ子とする形態(上図参照)。保険料には親からの生前贈与を充てる。

この形態の場合、子は自ら費用(保険料)を払って収益(死亡保険金)を受け取ることになるので、相続ではなく「一時所得」として所得税と住民税が課される。保険金からそれまで支払った保険料や特別控除(50万円)を差し引いた額が一時所得とされる。

注目すべきは、一時所得に対する税率は最大でも25%という点だ。将来に相続税が発生し、その税率が高くなるが見込まれる人は特に、こちらの形態を選んだほうが有利になる。

親から子へ生前贈与して保険料に充てることで、財産の圧縮も並行できる。年200万円の贈与なら、10年で相続財産が2000万円減る。親が長生きしないとい資産移転が進まないの、子としても親の長生きを願える。「親が60代のうちにスタートし、少なくとも10年は続くのが好ましい」と福田氏は言う。

相続税の基礎控除を増やす技もある。例えば養子縁組だ。実の子供がいる場合、新たに迎えた養子は1人まで法定相続人に含まれる。「よくあるのは、嫁(息子の妻)を養子にするケース(前出の石渡氏)。基礎控除が600万円分(税制改正後)増えるので、相続税をそのぶん減らせる。この方法を取る際には、相続時にトラブルにならないよう、他の親族の了解を得るのが大切だ。

贈与税も改正へ。年間110万円の非課税枠を有効活用すべし

贈与税の税率も今後の税制改正で見直される方向にある。多額の資産を一度に贈与した場合は税負担が膨らむ。相続対策で生前贈与を行うなら、年間110万円の非課税枠(基礎控除)をうまく使い、10年以上の時間をかけてコツコツと子や孫に資産を移すのが基本だ。	現行			改正後		
	贈与額-基礎控除(110万円)	税率	控除額	贈与額-基礎控除(110万円)	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—	
200万円超~300万円	15%	10万円	200万円超~400万円	15%	10万円	
300万円超~400万円	20%	25万円	400万円超~600万円	20%	30万円	
400万円超~600万円	30%	65万円	600万円超~1000万円	30%	90万円	
600万円超~1000万円	40%	125万円	1000万円超~1500万円	40%	190万円	
1000万円超	50%	225万円	1500万円超~3000万円	45%	265万円	
			3000万円超~4500万円	50%	415万円	
			4500万円超	55%	640万円	

注) 成人(20歳以上)が両親や祖父母から贈与を受ける場合

贈与が認められない「名義預金」に注意

親の預貯金を子に贈与した場合、そのお金を子が管理して使用しているかどうか問われる。名義を変更しただけで引き続き親の管理下にある「名義預金」とみなされると、税務当局に贈与が認められず、相続財産に取り込まれる。下記のような対策を取っておきたい。

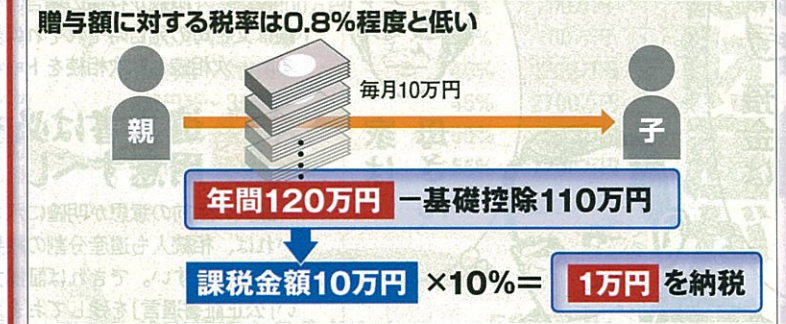
- 主な対策**
- ・印鑑は家族名義と別のものを使う
 - ・預金通帳、カードは名義人が管理
 - ・ときどきは預金の引き出しを



近年は相続対策をテーマにしたセミナーやイベントが全国各地で開かれ、多くの参加者を集めている

ワザ 毎月10万円ずつコツコツ贈与 年1万円の納税「実績」を作る

生前贈与時に相応の税金をきちんと納めることで、いざ相続が発生したとき、贈与が認められないという危険性を減らせる。この場合、年間120万円を贈与し、毎年1万円ずつ納税して「実績」を作っておくのが一つの手。毎月10万円程度の贈与は、子の家庭への生活支援として不自然な額ではない。



相続税対策の定番といえるのが、生前贈与だ。政府の税制改正案には贈与税の見直しも盛り込まれている(上表参照)。負担軽減の方向にはあるが、親から子へ一度に多額の財産を渡すとやはり税金を多く支払う必要がある。もっとも、年間10万円までの贈与なら基礎控除により税金はゼロ。これは改正後も変わらない。この非課税枠を使って毎年コツコツと贈与すれば、10年間で1人当たり1100万円を子に移転でき、そのぶん相続財産が減る。

ただし、相続人が相続開始前の3年間に故人(被相続人)から贈与を受けた財産は、相続税の対象とされる。子への生前贈与は、なるべく早くから始め、長い時間をかけて行うのがいい。

生前贈与の際に重要なのが、贈与が本当に成立したと明確にしておくこと。税務当局に贈与と認められるよう、契約書を作成しておくのが無難だ。

預貯金の贈与の場合、名義だけを親から子へ変更しても贈与とは認められないケースが多々ある。預金通帳や印鑑を親が管理していたり、子が口座のお金を使用した形跡がなかったりすると、それは「名義預金」として親の財産と認定され、相続財産に取り込まれて課税対象になる可能性があるのだ。

取材した複数の業界関係者の経験則によると、納税の「実績」がある生前贈与については、相続時に税務当局から「つっこみが入りにくい」という。

そこで、毎月10万円ずつ年間120万円を子に贈与し、基礎控除を超えた10万円に対する税金の1万円(税率は10%)を毎年納めて実績を作るといった方法が考えられる。これが贈与の証拠になるのだ。贈与額に対する税率は1%に満たない。「子だけでなく孫にも贈与対象を広げれば、相続財産が減るペースはより速まる」(税理士の来栖氏)。

子や孫が親や祖父母から資金支援を受けて住宅(自宅)を取得する場合は、贈与の非課税枠が大きくなる。12年中であれば、一般住宅は1000万円まで、省エネ・耐震性に優れた住宅は1500万円まで贈与税がかからない。

機会がある人は積極的に活用すべきだ。生前贈与には「相続時精算課税制度」を使う方法もある。これは、65歳以上の親から20歳以上の子が贈与を受ける際、2500万円が特別控除され、超過分に20%課税される制度(現行税制)。

親からの相続時には、贈与を受けたときの価額で相続税の計算に取り込まれ、課税される。相続税の節税効果はないものの、まとまった金額を一度に